

10 生活にお困りの方へ

生活にお困りの方へ

●生活にお困りの方の相談

仕事や健康などの問題で生活にお困りのときはご相談ください。解決に向けた支援を行います。

品川区暮らし・しごと応援センター
☎5742-9117

●生活保護

事故や病気などで働けなくなったり、生活費に困ったときのために「生活保護」の制度があります。「生活保護」を受けるにはいくつかの要件がありますので、来庁の上でご相談ください。

また、病気などで来庁できない方は、電話でご相談ください。

生活福祉課相談係 ☎5742-6714

●高額療養費の貸付け

高額な医療費の支払いに困っている方に、その資金を無利子、無保証人でお貸しします。

【貸付け条件】 ①品川区の国民健康保険等に加入していて品川区内に引き続き3カ月以上居住していること②前年分の所得金額が500万円以下であること

【貸付額】 支払った医療費のうち高額療養費分の9割をお貸しします。

【返済方法】 高額療養費を貸付金の返済にあてて、清算します。

貸付けから清算までおおむね6カ月かかります。詳しくはお問い合わせください。

生活福祉課保護事務係 ☎5742-6713

●住居確保給付金の支給

離職などにより住宅を失った方、または失うおそれの高い方には、受給後就職に向けた活動をするなどをする要件に、一定期間家賃相当額を支給します。この他に収入、資産等の要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

品川区暮らし・しごと応援センター
☎5742-9117

●各種資金をお貸しします

下記の資金の貸付は、対象世帯、貸付上限額、条件、利子、返済期間が対象資金、状況によって異なります。詳しくは、必ず電話でご相談ください。

- ◆表10-1 ◆表10-2 ◆表10-3
- ◆表10-4 →P.64

◆表10-1 生活福祉資金

(令和5年4月現在)

貸付内容	対象世帯
●福祉資金	①出産・葬祭費 ②転宅費 ③障害者用自動車購入費 ④住宅改修費 ⑤福祉用具等購入費 ⑥療養費 ⑦介護費 ⑧災害援護費 ⑨中国残留邦人等国民年金追納費 ⑩就職支度費 ⑪生業費 ⑫技能習得費 ⑬その他日常生活上一時的に必要な経費 ⑭緊急小口
●教育支援資金	①教育支援費 ②就学支度費
●総合支援資金	①生活支援費 ②住宅入居費 ③一時生活再建費
●不動産担保型生活資金	①不動産担保型生活資金 ②要保護世帯向け不動産担保型生活資金
●低所得世帯 ●身体障害者・知的障害者・精神障害者のいる世帯 ●介護を要する高齢者のいる世帯 ●失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活再建のために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯	

◆表10-2 臨時特例つなぎ資金

(令和5年4月現在)

資金種類	貸付対象世帯	貸付の要件	貸付額	返済	利子
臨時特例つなぎ資金	住居喪失の離職者	公的給付制度又は公的貸付制度の申請が受理されており、かつ当該給付等までの生活に困窮している方 本人名義の金融機関の口座を有している方	100,000円まで	10カ月	無利子

◆表10-3 小口生活資金貸付

(令和5年4月現在)

資金種類	資格	内容	貸付額	返済
小口生活資金	●区内に3カ月以上居住 ●所得が一定基準以下である低所得世帯(生活保護世帯を除く)で、他からの融資を受けることが困難であるもの ●現在この資金を借りていない	●医療費などの支払いで臨時の生活費が必要なとき ●給与などの盗難、紛失で生活費が必要なとき ●年金などの支給日までの生活費が必要なとき ●火災等被災によって生活費が必要なとき等	1世帯 20,000円まで	一括返済または毎月均等10カ月以内

品川区社会福祉協議会

☎5718-7171

ひとり親家庭

●ひとり親家庭の相談

母子・父子家庭などひとり親家庭

◆表10-4 生活復興支援資金

貸付内容	東日本大震災により被災した低所得世帯に当面の生活に必要な経費等の貸付を行うことにより、生活の復興を支援するための資金です。 ●一時生活支援費 ●生活再建費 ●住宅補修費
対象世帯	●東日本大震災により被災した世帯 ●震災前まで生計を維持していた低所得世帯または、震災により低所得世帯になった世帯 ●東京都内の住居を有するか、または今後当面の間、東京都内に居住して生活復興に向けた取り組みを行う世帯

の生活全般にわたる問題について相談に応じています。

子育て応援課ひとり親相談係
☎5742-6589

●ひとり親家庭一時介護事業

親や中学生以下の児童の一時的な病気等のため、日常生活にお困りのとき、介護人が援助します。

子育て応援課ひとり親相談係
☎5742-6589

●東京都母子及び父子福祉資金

20歳未満の子どもを扶養している母子家庭または父子家庭の経済的自立の助成と児童の福祉の増進を目的として、母子・父子自立支援員が相談を受け、審査の上、必要最小限の資金を貸し付けます。

子育て応援課ひとり親相談係
☎5742-6589

●母子生活支援施設

母子家庭で、生活上の問題のため、児童の養育が十分にできない方が、母子ともに一定期間入所して、自立促進のための生活支援を受ける施設です。

子育て応援課ひとり親相談係
☎5742-6589

●ひとり親家庭住宅入居支援事業

品川区区内での民間賃貸住宅への転居にあたり連帯保証人がたてられない方のために、不動産屋が契約する保証会社に支払う初回保証料を助成します。

子育て応援課ひとり親相談係
☎5742-6589

●都営住宅の優遇措置

都営住宅募集のとき、ひとり親家庭の方は当せん率等で一部優遇がある住宅に申し込みできます。

区で募集を行う公的住宅 →P.80

東京都住宅供給公社都営住宅
募集センター ☎3498-8894

●医療費の助成

次のいずれかに該当する場合に、医療費の保険診療の自己負担分を助成します。ただし、住民税課税世帯は一部負担金があります（所得制限があります）。

【対象】

- 「ひとり親家庭」の父とその児童
- 「ひとり親家庭」の母とその児童
- 「父母のいない」児童とその養育者
- 父または母に重度の障害がある場合の児童と障害のない父または母

【児童の年齢】

- 18歳に達した年度末まで（中程度以上の障害のある場合20歳未満）

子育て応援課手当医療助成担当
☎5742-9174

●ひとり親家庭休養ホームをご利用ください

ひとり親家庭のレクリエーションや休養のために、無料または低額で利用できるよう、施設を指定しています。申込後、「利用クーポン」をお渡します。

【利用方法】

- 宿泊施設……利用する方が施設に直接予約をした後、利用日の1週間前までに子育て応援課窓口でお申し込みください。
- 日帰り施設……子育て応援課の窓口でお申し込みください。

【利用の限度】

- 宿泊施設1泊、日帰り施設1回
ただし、宿泊施設を利用しない場合は日帰り施設を2回利用できます。

子育て応援課ひとり親相談係
☎5742-6589

●ひとり親家庭の自立支援を行います

区内に住む母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さんへ経済面での自立に向けた相談を受付けています。

- 自立支援教育訓練給付金（要事前相談）

教育訓練講座の受講を希望される方に、受講修了までに支払った費用の60%相当額（12,001円以上20万円以下）を助成します。

対象者や対象講座の条件があります。

- 高等職業訓練促進給付金（要事前相談）

以下の資格を取得するため養成機関、学校へ通われている方に、受講期間の生活費等を助成します。

対象者の条件があります。

【対象資格】

- 看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・理容師・美容師・歯科衛生士・製菓衛生士・社会福祉士・調理師

子育て応援課ひとり親相談係
☎5742-6589

オンラインゲートキーパー研修 「悩んでいる人にどう気づき、 どうかわるか」(YouTube配信)

- 身近な人の悩みにどう気づき、気づいた時にどうかわるか、
 - ご自身が抱えるストレスに気付いていただき、どう対処するか、
- について、学べる内容となっています。

- お好きな時間に何度でも、無料で受講できます。
- 講師：NPO法人OVA（オーヴァ）
代表理事 伊藤次郎氏

ゲートキーパー研修
QRコード：



☎5742-9152（保健予防課）